

非木造住宅を耐震診断

される方は

事前に申請すると最大 **9万円** もらえます

注) 昭和56年5月以前に着工された非木造住宅に限る



目的	非木造住宅の最低限の安全性の確保を図るため、旧基準非木造住宅について耐震診断を実施する方に対して、補助するためです。
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工された木造以外の一戸建ての住宅又は併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上のもの）
診断方法	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」によること

耐震診断費の **3分の2** の額を限度に、1戸につき **9万円** を補助します

注意事項	<p>耐震診断は、一級建築士 又は 二級建築士 が行うこと。 一つの敷地 で受けられる耐震診断補助は 1回限り です。</p> <p>注意! 交付決定前に契約や業務着手した場合、 補助金は受けられません</p>
------	--

お問い合わせ先 ☎ 0563-65-2381 西尾市 都市整備部 建築課

手続きの流れ

★ 契約・業務着手前に申請をすること

申請者	市	提出書類・確認事項	
1 事前相談 →		1.事前相談書（様式第1）	申請者は業務の契約者と同一人物であること
		2.昭和56年以前の証明	建築確認通知書、検査済証、固定資産（家屋）証明書 又は建物登記事項証明書の写し
	← 2 結果連絡	審査結果が電話で連絡されます。	
3 交付申請 →		1.補助金交付申請書（様式第2）	申請者は業務の契約者と同一人物であること
		2.案内図	住宅地図、インターネットの地図など
		3.配置図・平面図	診断する箇所が確認できること
		4.診断業務見積書の写し	補助対象部分とその他の部分を分けたもの、申請者宛、 診断業者の記名、見積年月日、施工場所が必要
		5.診断する住宅の写真	建物の全景及び近景
		6.納税証明書（完納）	住所地で発行されるもの、3ヶ月以内 西尾市は市役所2階の収納課で取得（200円/枚）
	← 4 交付決定	補助金交付決定通知書が、申請者住所に郵送で届きます。	
契約 業務着手		★交付決定前に契約・業務着手した場合は、補助金は受けられません。	
業務完了		申請と同じ年度の2月末までに、業務完了する必要があります。	
5 完了報告 6 補助金の 請求 →		1.完了実績報告書（様式第7）	完了から 30日以内 （又は2月末日のいずれか早い日まで）に提出
		2.業務請負契約書の写し	契約日は交付決定日以降であること 見積書、請求書又は領収書と金額が同じであること
		3.耐震診断結果報告書	補助対象建築物であることが確認できること 国土交通省告示による耐震診断であること
		4.領収書の写し	診断業者の発行したもの、業者の記名
		5.補助金支払請求書（様式第9）	口座名義は、申請者と同一人物であること
	完了検査	必要に応じて現地調査を行います。	
	← 7 補助金の 支払	指定された口座に、約1ヶ月後に振り込まれます。	



補助金で、かしこくお得に
震サイ対策！！